

# 居宅介護支援

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、燕市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 新潟さくら会
主たる事務所の所在地	〒959-2053 新潟市西区寺尾前二丁目3番地6
代表者（職名・氏名）	理事長 伊藤 正実
設立年月日	平成24年12月12日
電話番号	025-233-7403

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアプランセンター分水いちごの実	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒959-0124 燕市五千石3223番地3	
電話番号	0256-98-0002	
指定年月日・事業所番号	平成26年9月1日指定	1571301017
管理者の氏名	田中 聡	
通常の事業の実施地域	燕市、三条市、弥彦村、新潟市西蒲区、長岡市、見附市	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間電話対応可能な体制を整えるものとします。※緊急の時は、この限りではない。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1人以上	0人	1人以上

## 7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

### （1）居宅介護支援の利用料

#### 【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無 料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円

居宅介護支援費（Ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円	3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円	4,220円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 ※入院日以前の情報を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む（1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む（1月につき1回を限度）	2,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに、介護支援専門員が同席をし、医師又は歯科医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報を受けて記録した場合（1月につき1回を限度）	500円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【（Ⅰ）イ】 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【（Ⅰ）ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【（Ⅱ）イ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6,000円

	【(Ⅱ)ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【(Ⅲ)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、ターミナルケアマネジメントを行った場合（1月につき）	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定し、かつ、医療機関等との連携に関する取組を積極的に行っている場合	1,250円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接している建物等に入所している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合	上記基本利用料の95%を算定

**【減算】** 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円
業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	上記基本利用料の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止する措置が講じられていない場合	上記基本利用料の1.0%を減算

## 8. 利用割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

## 9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名：田中 聡

連絡先（電話番号）：0256-98-0002

## 11. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0256-98-0002
	苦情受付担当者 介護支援専門員 田中 聡
	苦情解決責任者 施設長 山田 徹
	面接場所 当事業所の相談室

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	燕市長寿福祉課	電話番号 0256-77-8177
	弥彦村住民福祉課福祉介護係	電話番号 0256-94-3132

	長岡市役所福祉窓口	電話番号 0258-39-7510
	新潟市役所福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1273
	三条市福祉保健部高齢介護課	電話番号 0256-34-5511
	見附市健康福祉課介護保険係	電話番号 0258-61-1350
	法人第三者委員	地域住民 上田 昭弘様 電話番号 0256-97-1181 ご利用者家族 田中 洋子様 電話番号 080-1060-5333
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「9. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等に伝えていただきますようお願いいたします。

## 13. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置  
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を取り組む。
- (2) 非常災害時の対応  
当施設の消防計画により対応等致します。

## 14. 虐待防止のための措置

虐待発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する高齢者虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (5) 事業所職員又は養護者（家族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報します。また、市町村等が行う虐待等に対する調査に協力します。

※法的に虐待とは、①身体的虐待②世話の放棄放任③性的虐待④心理的虐待⑤経済的虐待の5種類を定義しています。

## 15. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取組、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 13. 個人情報の取り扱いについて

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 1. 使用する期間

個人情報の使用期間は介護サービス等の提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 使用する目的

- ①ご利用者に関わる支援計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供。
- ②ご利用者への相談支援において行政、病院、その他のサービス事業者との連絡調整が必要となった場合。
- ③上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3. 個人情報の使用条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。
- ③緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を、上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を払います。
- ④「使用目的」以外に個人情報を使用する時は、本人の同意を得るものとする。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり契約書及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 新潟県燕市五千石3223番3  
事業者名 ケアプランセンター分水いちごの実  
代表者氏名 田中 聡 印  
説明者氏名 田中 聡 印

私は、事業所より上記の契約書及び重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 氏名

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄

氏名

（家族代表）私は、重要事項説明書「13. 個人情報の取り扱いについて」の説明を受け、同意します。

家族代表 氏名